

秋田市エネルギー価格高騰対応倉庫事業者支援事業費補助金
(令和7年3月期) 交付要綱

令和7年3月18日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受けている本市の倉庫事業者を支援するため、秋田市エネルギー価格高騰対応倉庫事業者支援事業費補助金(令和7年3月期)(以下「令和7年補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 倉庫事業者 倉庫業法(昭和31年法律第121号)第2条第2項に定める倉庫業を営業者
- (2) 対象倉庫 同法第5条に定める登録簿に登録されている倉庫のうち、本市に所在する次に掲げる倉庫
 - ア 常温倉庫 倉庫業法施行規則(昭和31年運輸省令第59号。以下「省令」という。)第3条の規定による一類倉庫(イで定める定温倉庫を除く。)、二類倉庫、三類倉庫、トランクルームおよび危険品倉庫
 - イ 定温倉庫 省令第3条の規定による一類倉庫のうち、米等穀物の品質管理を目的に、年間を通じて一定の温度管理を要する倉庫
 - ウ 冷蔵倉庫 省令第3条の規定による冷蔵倉庫のうち、倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示(平成14年国土交通省告示第43号。以下「告示」という。)第19条に定めるC3級からC1級までの冷蔵倉庫
 - エ 冷凍倉庫 省令第3条の規定による冷蔵倉庫のうち、告示第19条に定めるF1級からSF4級までの冷蔵倉庫

(交付対象者)

第3条 令和7年補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 前条第1号に規定する倉庫事業者であること。
- (2) 前条第2号に規定する対象倉庫を有する者であること。
- (3) 当該事業者およびその代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団および同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が当該事業者の経営に事実上参画していないこと。

(補助金の交付額)

第4条 令和7年補助金の交付額は、予算に定める範囲内で、別表に定める倉庫の区分に応じた1単位あたりの補助単価に、対象倉庫の登録面積または登録容積を乗じた額の合計とする。

2 交付額に千円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 令和7年補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秋田市エネルギー価格高騰対応倉庫事業者支援事業費補助金（令和7年3月期）交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類等の資料を添えて、令和7年5月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象倉庫の概要を確認できる資料
- (2) 令和7年補助金の振込先となる金融機関の名称および口座番号等に係る資料
- (3) その他市長が必要と認める資料

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、当該交付申請があった日の翌日から起算して30日以内に可否を決

定し、秋田市エネルギー価格高騰対応倉庫事業者支援事業費補助金（令和7年3月期）交付決定通知書（様式第2号）又は秋田市エネルギー価格高騰対応倉庫事業者支援事業費補助金（令和7年3月期）不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第7条 令和7年補助金の交付は、前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、当該交付決定者に係る第5条第2号の資料に記載の口座に振り込むことにより行うものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、令和7年補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は秋田市エネルギー価格高騰対応倉庫事業者支援事業費補助金（令和7年3月期）交付取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) この要綱の規定又はこの要綱に基づく命令もしくは指示に違反があると認められるとき。
- (2) 提出した書類のいずれかに虚偽が判明したとき。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第9条 交付決定者は、市長が令和7年補助金の交付決定を取り消した場合において、令和7年補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、又は立入検査を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の規定による報告又は立入検査を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、令和7年補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月18日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する第8条から第11条までの規定の適用については、その時以後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

倉庫の区分	単位	補助単価
常温倉庫	登録面積 1 平方メートル	30円
定温倉庫	登録面積 1 平方メートル	45円
冷蔵倉庫	登録容積 1 立方メートル	75円
冷凍倉庫	登録容積 1 立方メートル	135円